

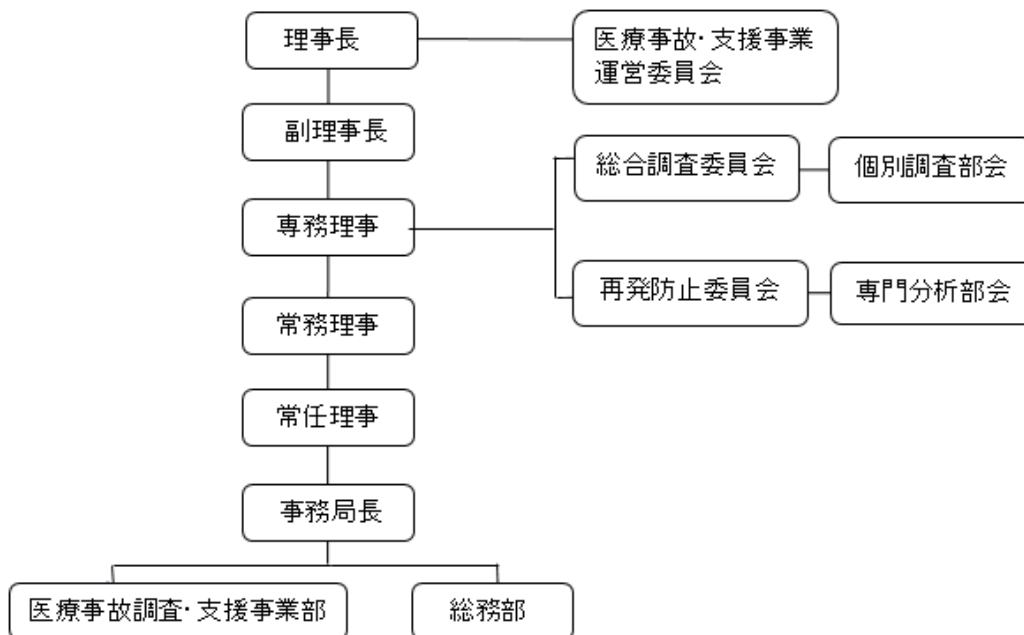
資料

医療事故調査・支援センターの体制

## 医療事故調査・支援センターの体制

### 1 医療事故調査・支援センターの組織体制等 (以下「センター」という。)

#### (1) センター組織図



#### (2) センター職種別職員数

職種	人数	勤務体制別	人数
医師	10名	常勤	2名
		嘱託	8名
事務	11名	常勤	8名
		非常勤	1名
		派遣	2名
看護師	25名	常勤	16名
		非常勤	9名

### (3) 医療安全に関する経験等

医師(嘱託を含む)

- ・医療安全管理部所属
- ・診療行為に関連する死亡の調査分析モデル事業経験
- ・病院団体医療安全委員会担当
- ・医師会医療安全担当

看護師

- ・医療安全管理者講習会修了(18名)
- ・リスクマネージャー経験(2名)
- ・行政医療安全部署経験 (2名)

## 2 データの管理体制

医療法第6条の15の規定に基づくセンターの指定を受け、第6条の16に規定する業務を遂行するにあたり、情報の管理を最重要事項と認識し、以下の対応を実施している。

環境整備

- ・執務室内に「医療事故報告」の管理のための「機密室」を設置
- ・執務室、機密室入室承認システムを設置
- ・執務室に監視カメラを設置
- ・報告書等を管理・分析するパソコンと外部交流用のパソコン、サーバーを分離
- ・web 報告の際に、トークン(ワンタイムパスワード)を利用

規程等の制定

- ・情報セキュリティポリシー、情報セキュリティ基本方針の制定
- ・情報管理及び守秘義務に関する規程の制定
- ・個人情報保護方針、個人情報保護規定の制定

定期的な研修、監査の実施

- ・平成27年9月10日 職員研修実施
- ・平成28年4月 新入職員研修実施予定
- ・内部監査 5月予定

### 3 相談体制(夜間、休日等含む)

センターでは、「医療事故相談専用ダイヤル」を設け、医療機関等からの相談に対応している。医療事故調査 制度が開始された平成 27 年 10 月 1 日より 24 時間体制で電話相談に応じている。(夜間・休日は医療機関からの緊急の相談に限り対応)

また、医療機関から医療事故の判断に関する相談があった場合には、下記(2)に記載している「センター合 議」を行い対応している。

#### (1)医療事故相談専用ダイヤルについて

##### 対応時間および体制

- ・平日 8 時～20 時:センターにおいて受付班職員を中心に対応している。
- ・上記以外の時間帯:センター職員が 2 名体制で携帯電話により対応している。

##### 相談内容による分類

医療事故相談専用ダイヤルは相談内容により、以下の3種類に分類している。

- ・医療事故制度に関する相談、医療事故報告の手続き、調査依頼の手続き
- ・医療機関からの医療事故報告の判断に関する相談、緊急を要する相談
- ・その他、問い合わせ等

夜間・休日は医療機関からの緊急を要する相談に限定して対応している。

##### 相談対応に関する職員の教育・支援状況

- ・対応例を記載した相談対応マニュアルを作成し、回答内容の統一化
- ・制度について正しく説明できるよう、相談内容ごとに根拠法等を整理した資料の作成
- ・経験を重ねた職員からサポートが受けられる体制を整備し、確認しやすい環境づくり

#### (2)センター合議について

センター合議とは、センター報告が必要か否かの判断について、医療機関から具体的事例に関する助言を 求められた場合に、センター内で複数の医療従事者による合議を行い、当該医療機関へ医療事故の判断に 関する助言を行うものである。

##### センター合議の流れ

- ・医療機関へ「事例相談用紙」を FAX またはメールで送付し、当該事例の概要を記載して提出してもらう。
- ・合議の結果は、事例相談用紙が提出された翌日または翌々日を目安に電話にて連絡する。

##### センター合議の体制

- ・基本的な人員構成:センター医師 1 名、協力医師複数名、調査支援看護師 2～3 名
- ・協力医師が遠隔地の場合には、メール若しくは電話による参加も可能としている。

## 4 再発防止策を提案するための体制、方法論等

センターでは、再発防止策を提案するために「再発防止委員会」を設置している。再発防止委員会では、医療機関から報告された医療事故調査の報告により収集した事例を、匿名化・一般化し、データとして集積し、複数の医療機関において実施可能な再発防止策を検討する。また、それを広く普及啓発する方法についての検討を行う。

専門的見地から詳細な分析が必要な検討課題については、再発防止委員会の下に設置される「専門分析部会」によりテーマを設定し検討を行う。

・平成 28 年 2 月 3 日 第 1 回再発防止委員会開催

・次回は 5 月に開催予定

## 5 センター調査の実施体制

### (1) 調査体制

「総合調査委員会」の下に、事例毎に「個別調査部会」を設置。

「総合調査委員会」は、センター調査の方法を検討するとともに、各事例の調査を実施する「個別調査部会」の作成したセンター調査報告書案を審議し、報告書の質の担保を図ることを役割とし、原則月 1 回開催する。

「個別調査部会」は、1 事例毎に 6～7 程度の事例に関係する専門家等で設置され、調査結果を報告書としてとりまとめることを役割とする。

### (2) 外部委員等の協力体制

センター調査の際に、学会から、当該事例に関する専門性を有した調査委員推薦協力体制を整備している。

現在登録学会

・医学会系 40 学会

・薬学系 1 学会

・看護系 1 協議会(12 学会)

・その他 3 組織(放射線技師会、臨床工学技士会、医療の質安全学会)

平成 27 年 12 月 14 日に登録学会向け説明会を開催し、協力内容、推薦方法等を説明した。

## 6 研修の実施内容等(実績と予定)

### (1)センターの職員向け研修

医療事故調査・支援センターでは、平成 27 年度の組織内研修として、事務局連絡会議およびトレーニングセミナーを開催した。

事務局連絡会議について

対象者 : 調査支援看護師、事務職員

研修時間: 2 日間(計 10 時間)

実施日 : 平成 27 年 9 月 10・11 日

【研修内容】

- ・医療事故調査・支援センターについて(全体・総務・地域ブロック)
- ・情報セキュリティについて
- ・センター業務開始への準備状況の報告
- ・医療機関・遺族からの様々な相談に対する対応(ロールプレイ)

トレーニングセミナーについて

対象者 : 調査支援医、調査支援看護師、事務職員

研修時間: 1 日間(計 4 時間)

実施日 : 平成 28 年 2 月 20 日

【研修内容】

- ・医療事故調査・支援センターの現状
- ・センター調査の実施に向けて
- ・センター調査の進め方(グループワーク)

### (2)医療機関向けの職員向け研修

医療機関において医療事故調査に関わる方を対象として、科学的・論理的・専門性を伴った事故調査を行うことができるような研修の実施を日本医師会に委託した。

### (3)支援団体の職員向け研修

医療機関が医療事故調査を行う際の専門的な支援に必要な知識等を学ぶ研修の実施を日本医師会に委託した。

## 7 普及啓発

医療事故調査制度の概要、及び、医療事故調査・支援センターに関する周知については、以下の方法で広報を実施している。

- ・ホームページの管理
- ・リーフレットの配布
- ・プレスリリース(月毎)の発行
- ・講演等による説明